

ちばづくり県民コメント制度に基づく意見募集を実施中の計画（案）抜粋

（意見募集期間：平成30年11月22日から12月19日まで）

千葉県環境基本計画（案）

（平成30年11月22日時点）

平成31年〇月

千葉県

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画期間	2
第4節 計画の構成	3
第2章 計画の目標	4
第1節 環境問題等に対する基本認識	4
第2節 目指す将来の姿	8
第3節 基本目標	8
第3章 施策展開の基本的な考え方	11
第1節 施策展開の基本的な考え方	11
第2節 分野を横断するテーマ	11
第4章 施策の展開方向	15
第1節 地球温暖化対策の推進	15
1 再生可能エネルギー等の活用	15
2 省エネルギーの促進	19
3 温暖化対策に資する都市・地域づくり等の促進	23
4 気候変動への適応	27
第2節 循環型社会の構築	30
1 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	30
2 廃棄物等の適正処理の推進と不法投棄の防止	34
3 残土の適正管理	37
4 再生土への対策の推進	39
第3節 豊かな自然環境の保全と自然との共生	41
1 生物多様性の保全に向けた総合的施策の展開	41
2 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用	43
3 地域の特性に応じた環境の保全	45
第4節 野生生物の保護と適正管理	50
1 希少野生生物の保護・回復	50
2 特定外来生物の早期防除	53
3 有害鳥獣対策の強化	55

第5節	安全で安心な生活環境の保全.....	57
1	良好な大気環境の確保.....	57
2	良好な水環境の保全.....	61
3	良好な土壌環境・地盤環境の保全.....	67
4	騒音・振動・悪臭の防止.....	69
5	化学物質・放射性物質への対策.....	71
第6節	環境保全のための基盤的、横断的な施策の推進.....	74
1	環境学習の推進と環境保全活動の促進.....	74
2	環境保全の基盤となる施策の推進.....	78
3	環境と経済の好循環の創出.....	81
4	災害時等における環境問題への対応.....	85
第5章	計画の推進.....	88
第1節	計画の推進体制.....	88
第2節	各主体に求められる役割.....	89
第3節	計画の進行管理.....	98

2 良好な水環境の保全

【現況と課題】

地球上の水の約97%は海水であり、残る淡水のうちで人間が比較的容易に生活用水に利用できる河川・湖沼水と地下水は、わずか0.8%に過ぎません。

水は、蒸発し、雲となり雪や雨となって地上に降り、川や湖沼または、地下水となって海に流れ込むという大きな循環を繰り返しています。

この水循環の中で、私たちは、日々の暮らしや農業や工業など生産活動のために水を使っていますが、このような人の活動によって、水量の減少や水質の汚濁が起こり、周辺の環境や水生生物などにも影響が及んでいます。

本県の河川・湖沼・海域等の公共用水域の水質は水質汚濁防止法等法令の整備・強化や下水道や農業集落排水の整備、合併処理浄化槽の設置促進等により、改善してきています。

しかし、印旛沼、手賀沼、東京湾など水の流動や交換の少ない閉鎖性水域では、富栄養化に起因する植物プランクトンの増殖による二次汚濁も見られ、環境基準の達成には至っていません。また、東京湾では植物プランクトンの異常増殖による赤潮や、海底の貧酸素化による青潮の発生が見られ、大規模な赤潮による悪臭や、青潮による水生生物のへい死など、生活環境へ影響を及ぼす事例が確認されています。

このため、印旛沼・手賀沼については「湖沼水質保全計画」を、東京湾については「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」を策定し、各種水質保全対策を総合的に講じています。

地下水については、事業活動の結果として地表から浸透した揮発性有機化合物等の化学物質や、肥料や家畜排せつ物等に起因すると考えられる硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等による汚染が問題になっています。

このため、県では水質汚濁防止法、千葉県環境保全条例に基づく地下水の水質監視、事業者指導、汚染確認地域での汚染機構解明調査・除去対策を実施するなど市町村と協力して対策に取り組んでいます。

また、豊かで潤いのある生活や環境の実現のため、水環境の保全・回復に対する県民の関心は高く、河川及びその流入先である湖沼、海域を含む流域全体の水環境を水質の面からだけでなく、水量、水生生物、水辺環境を含めて総合的に捉えて、健全な水循環の維持・回復や水環境の保全・創造を目指す地域に根ざした様々な取組も進められています。

【目指す環境の姿】

飲料水や工業・農業用水などの利用目的や水生生物が生息する場としてふさわしい水質が保たれています。また、憩いの場として心地よい水辺環境が形成され、多様な水生生物が育まれることにより、県民に豊かな恵みをもたらしてくれる水環境が確保されています。

1 **【主な取組】**

2 (1) **工場・事業場等に対する対策の徹底**

3 **■法・条例による規制**

4 水質汚濁防止法及び水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例
5 (いわゆる上乗せ条例)に基づく排水基準の遵守を、立入検査などを通じて
6 徹底します。

7 **■協定等による指導**

8 環境保全協定により、法・条例よりも厳しい水質汚濁物質の排出削減の実
9 施等を指導します。また、工場が生産施設等を新設、増設、変更する場合は、
10 地元市も含めてその計画内容を事前に協議し、必要な指導を行います。

11 さらに、工場立地等の各種開発行為について、事前に審査し、環境保全のため
12 の必要な対策を講じるよう指導します。

13
14 (2) **生活排水対策の推進**

15 **■污水处理施設の早期整備と持続可能な污水处理システムの構築**

16 県全域を対象とした総合的な污水处理の構想である「全県域污水適正処理
17 構想」(1996年度策定、2016年度見直し)に基づき、地域の実情に合わせ、
18 下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの整備を効率的に進め、污水処
19 理施設の未普及地域の早期解消と長期に渡る持続可能な污水处理システムの
20 構築を目指します。

21 また、浄化槽については適正な維持管理に向け、保守点検や清掃、法定検
22 査が確実に実施されるよう啓発等に努めます。

23
24 (3) **水質監視の実施**

25 **■公共用水域及び地下水の水質汚濁状況の監視**

26 公共用水域の常時監視を実施し、環境基準の達成状況を確認するとともに、
27 未達成水域では、その原因を検討し対策の推進を図ります。

28 地下水質については、定点観測・移動観測により、全県の地下水質の概況
29 を調査し、地下水汚染が確認された地区については、継続的に監視します。

30 また、公共用水域及び地下水の水質測定結果はホームページ等で公表しま
31 す。

32
33 (4) **印旛沼・手賀沼における水環境保全施策の推進**

34 **■湖沼水質保全計画等に基づく取組**

35 印旛沼及び手賀沼についてそれぞれ策定している「湖沼水質保全計画」に
36 基づき、生活系や産業系排水への対策等を総合的に推進するとともに、水質
37 汚濁メカニズムの解明の調査研究等にも取り組みます。また、「印旛沼流域水
38 循環健全化計画」及び「手賀沼水循環回復行動計画」に基づき、行政と住民、
39 市民活動団体、事業者が連携・協働する総合的な水環境保全対策の取組を推

1 進します。

2
3 (5) 東京湾流入汚濁負荷削減対策の推進

4 ■総量削減計画に基づく水質浄化の推進

5 「総量削減計画」に基づき、国及び一都三県で連携して、県民とともに化
6 学的酸素要求量、窒素、りん負荷量の削減を進め、流入河川及び東京湾の水
7 質浄化を推進します。

8
9 (6) 啓発事業の推進

10 ■水質保全に向けた啓発と環境学習

11 市町村や市民活動団体と連携し、啓発イベントの実施やパンフレット等の
12 配布などにより、家庭でできる浄化対策の普及等の水環境の保全に関する啓
13 発を実施します。また、水環境の保全に向けた環境学習を学校への出前講座
14 等により実施します。

15
16 (7) 水資源の有効利用

17 ■節水・雑用水利用の促進

18 水が有限で貴重な資源であることについて、県民の理解を深め、節水を促
19 進します。また、低水質でもよい用途（水洗トイレ洗浄水、散水等）に水を
20 利用する場合は、生活排水や雨水などの再生利用や下水処理水の利用の促進
21 を図ります。

22
23 (8) 水生生物の生息・生育環境の維持・回復を目指す施策の推進

24 ■水生生物の生息・生育環境への影響に着目した水質指標の設定

25 新たに環境基準の生活環境項目として設定された「底層溶存酸素量」につ
26 いて、海域や湖沼における類型の当てはめに取り組みます。また、類型指定
27 された水域については、常時監視により環境基準の達成状況の評価を行い、
28 未達成水域では、その原因を明らかとし改善対策を推進します。

29 さらに、水生植物の保全・再生や親水利用の場を保全する観点から、生活
30 環境に係る地域環境目標とされた「沿岸透明度」について、印旛沼及び手賀
31 沼において、両沼の特性を踏まえて目標設定の検討を進めます。

32 ■水環境中のマイクロプラスチックへの対応

33 水環境中のマイクロプラスチックについては、国におけるモニタリング手
34 法の標準化の動向を踏まえ、モニタリングの実施について必要に応じ取り組
35 みます。

36 ■漁場環境の変化への的確な対応

37 水生生物の生息・生育の場である藻場の消失が近年確認されていることか
38 ら、「千葉県農林水産業振興計画」に基づき、藻場消失の現状把握や原因推定
39 を行い、漁業者等とともに藻場の再生に取り組んでいきます。また、干潟を維

1 持・再生するために漁業者や地域住民のグループの取り組む耕うんや客土な
2 ど、水産の多面的機能を発揮させる活動を支援します。

3 東京湾における貧酸素水塊への対策として、「総量削減計画」に基づき、流
4 入する汚濁負荷の削減に引き続き取り組みます。また、貧酸素水塊の分布調
5 査を行うとともに、迅速な情報発信に努めます。

6 さらに、適正な水底土砂により深掘部を埋戻すことによって、漁場環境の
7 向上を図ります。

9 (9) 地下水保全対策の推進

10 ■地下水の汚染防止対策の推進

11 水質汚濁防止法及び千葉県環境保全条例に基づき、工場・事業場に対し、有
12 害物質を含む汚水の地下浸透の禁止、有害物質を使用又は貯蔵する施設の構
13 造基準の遵守等の徹底を指導し、地下水汚染の未然防止に努めます。

14 また、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素による汚染について、地下水汚染状況調
15 査等を実施し、汚染防止対策を推進します。

16 ■地下水の汚染除去対策の推進

17 地下水汚染の状況及び汚染機構を調査するとともに、事業者が実施する除
18 去対策への助言や、市町村が実施する除去対策への技術的・財政的支援を行
19 います。

21 【関連する個別計画】

22 ○印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第7期）（2017年3月策定）

23 ○手賀沼に係る湖沼水質保全計画（第7期）（2017年3月策定）

24 湖沼水質保全特別措置法では、環境大臣が特に水質保全に関する施策を総合
25 的に講ずる必要があるとして指定した湖沼（指定湖沼）について、都道府県知
26 事が「湖沼水質保全計画」を策定の上、下水道の整備等の各種事業、生活系や産
27 業系の排水に対する規制等の施策を総合的・計画的に進めることとしています。
28 印旛沼・手賀沼ともに1985年12月に指定湖沼となり、現在の計画は2020年度
29 を目標年度とする第7期目となります。

31 ○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画

32 (2017年6月策定)

33 水質汚濁防止法に基づき、東京湾の水質の改善を目指して、流入する汚濁負
34 荷量を削減する対策を総合的に推進するための計画です。1980年に最初の計画
35 が策定され、現在の計画は2019年度を目標年度とする第8期目となります。

37 ○手賀沼水循環回復行動計画（2018年4月改定）

38 「かつて手賀沼とその流域にあった美しく豊かな環境の再生」及び「環境基
39 準の達成」を2030年度の長期目標とし、県民、市民活動団体、事業者と行政が

1 連携・協働して、生活排水等の負荷削減の取組を更に強化するとともに、雨水
2 浸透の促進や多様な生物の生息空間の保全など、総合的な水環境保全の取組を
3 推進するための計画です。2003 年度に最初の計画が策定され、2012 年度及び
4 2018 年度に見直しを行っております。

5
6 ○印旛沼流域水循環健全化計画（2010 年 1 月策定）

7 「恵みの沼をふたたび」を基本理念に約 20 年後（2030 年）の印旛沼の再生を
8 目標とした長期構想に基づき、流域住民や行政をはじめとする全ての関係者の
9 役割分担を明確にした計画です。また、計画期間を 5 年ごとに区切り、各期で
10 行動計画を策定することとしております。

11
12 ○全県域污水適正処理構想（1996 年度策定、2016 年度見直し）

13 住みよいまち、きれいな水を未来に残すため、県全域を対象にした総合的な
14 污水处理の構想です。下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの整備手法
15 から地域に適した手法を選択し、早期整備を推進することで、污水处理人口普
16 及率を中間目標年の 2024 年度末で 93.3%、更に最終目標では、100%まで引き
17 上げることとしています。

1 【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
河川・湖沼・海域の環境基準の達成率（BOD・COD）	69.4% （2017年度） 〔参考〕全国値 90.3% （2016年度）	全国値並みの達成率を確保します （2028年度）
印旛沼の水質（COD）	11mg/L （2017年度 COD 年平均值）	水清く、自然の恵みにあふれ、穏やかで豊かな印旛沼流域の再生 （2030年度）
手賀沼の水質（COD）	8.6mg/L （2017年度 COD 年平均值）	かつて手賀沼とその流域にあった美しく豊かな環境の再生及び環境基準の達成 （2030年度） 〔参考〕環境基準 5mg/L 以下：75%値
東京湾の環境基準達成率（COD）	45.5% （2017年度）	向上させます （2028年度）
県全域の汚水処理人口普及率	88.0% （2017年度）	93.3% （2024年度）
地下水の環境基準達成率	85.9% （2017年度） 〔参考〕全国値 93.9% （2016年度）	全国値並みの達成率を確保します （2028年度）

2

3 良好な土壌環境・地盤環境の保全

【現況と課題】

私たちの立つ大地は、大気や水とともに物質やエネルギーを循環させる役割を担うとともに、天然資源の保有、保水や地下水の形成、多種多様な生物の生態系の維持などの重要な役割も担っています。

このかけがえのない大地において、人の健康に影響を及ぼす土壌汚染や、生活環境への影響を及ぼす地盤沈下への対応は、重要な課題となっています。

土壌汚染については、過去に有害物質を使用していた工場の跡地や自然由来等における汚染事例が県内で数多く判明しています。汚染が判明した土地については、汚染土壌の飛散・流出や汚染された地下水の拡散などにより、周辺住民の健康に影響を及ぼすおそれがあるため、土壌汚染対策法に基づき適切に対応していく必要があります。

地盤沈下は、地下水の過剰採取や天然ガスかん水の採取などによって引き起こされ、建造物の傾斜等の直接被害や低地化による洪水時の浸水等の間接被害など、生活環境に様々な影響を与えます。

沈下はゆっくり進行するため、被害が大きくなるまで公害として認識されにくい反面、ひとたび被害が発生すると回復が困難であるという、他の公害とは異なる側面を持っています。

これまでの法・条例及び協定等による地下水及び天然ガスかん水の採取規制・指導等により、全体的には沈静化の傾向にあるものの、九十九里地域など一部の地域においてははまだ沈下が継続しています。

【目指す環境の姿】

県の全ての地域で、安全で安心して暮らせる土壌環境・地盤環境が確保されています。

【主な取組】

(1) 土壌汚染対策の推進

■土壌汚染対策法に基づく土地所有者等への指導

土壌汚染対策法に基づき土地の所有者等が実施する調査により、環境省の定める基準に適合しないことが判明した土地については、要措置区域等として指定するとともに、必要に応じ土地所有者等に対して汚染の除去等の適切な措置を行うよう指導します。

■環境保全条例に基づく汚染対策の推進

千葉県環境保全条例に基づき、工場・事業場に対し、定期的な土壌調査など有害物質の適正管理に必要な措置の徹底を指導し、土壌汚染の未然防止に努めます。

1 (2) 地盤沈下対策の推進

2 ■地盤沈下の状況監視

3 地盤沈下の状況を把握するため、精密水準測量により水準点の標高を観測
4 し、地盤変動状況を監視します。また、地盤沈下の要因解析に資するため、観
5 測井により地下水位及び地層収縮量を観測し、その状況を監視します。

6 また、地盤沈下の状況把握の結果はホームページ等で公表します。

7 ■工場・事業場に対する揚水量の削減指導

8 工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律及び千葉県環境保
9 全条例に基づき地下水採取を規制するとともに、環境保全協定に基づき千葉
10 市から富津市に至る臨海工業地帯の地下水取水を可能な限り削減するよう指
11 導します。

12 また、地盤沈下防止協定に基づき天然ガスかん水の地上排水量（かん水の
13 揚水量からかん水を地下に戻す還元量を差引いた量）について削減を指導し
14 ます。

15 ■「液状化—流動化現象」のメカニズム解明

16 地震の振動により液状となった地盤が、地表に湧き出て流動する「液状化
17 —流動化現象」による地盤沈下も確認されており、その発生メカニズム解明
18 に必要な基礎資料である人工地層の地下水位を把握するため、観測井による
19 地下水位の観測体制を整備します。

20

21 【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
2 cm以上の地盤沈下面積	10.2k m ² (2016年度)	無くします (早期達成)

22